

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成 機械・施設の整備	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 加工・販売促進 / グリーン・ツーリズム 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 女性活動支援 施設導入 / 機械購入
実施主体別	県 / 個人 / 任意団体	

事業名		農山漁村女性の活躍応援事業（国庫・新規） 【地域女性活躍推進交付金】		
アピールポイント		農山漁村女性の起業を積極的に支援するほか、若手農山女性の組織活動を推進する。		
事業の趣旨	女性の視点を生かした起業活動や、若手女性の学びの場となる組織活動への取組を支援することで、農山漁村を支える次世代の人財育成と女性の活躍促進を図る。	予算額(千円)		3,403
		内 訳	国	366
			県	3,037
			その他	－
事業の内容等	1 女性起業の人財育成 （１）活動実態調査 女性起業の実態・課題を把握するため、起業活動実態調査を実施 （２）起業活動に対する事業経費の補助 新規参入、加工技術・経営力の向上、事業継承につながる活動に必要な経費を補助 《補助金上限額》１件当たり500千円以内 2 若手農山漁村女性の組織活動の推進 （１）若手農山漁村女性の育成と組織化に向けた取組支援 女性同士のつながりや地域との連携強化及び女性リーダー育成のための学習活動を実施 （各地域農林水産事務所１回） （２）組織活動のモデル実証 若手女性の定着や活躍促進につながる組織活動の実証を委託 《委託先》若手農山漁村女性組織	補助率	標準事業費	
		1/2以内	個人・一団体当たり 1,000千円 1組織当たり 200千円	
【採択要件】 事業実施主体 1（２）：県内で農林漁業に従事している女性、又はこれらの女性が中心となり組織する団体であること。 2（２）：構成員がおおむね50歳以下の女性農林漁業者が半数以上、かつ３名以上の組織。 【令和7年度実施計画等】 未定				
実施期間	令和7～10年度	担 当	農林水産政策課 農業改良普及グループ （内線4989、直通017－734－9473）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等／調査等／安全・安心な農産物生産／中山間地域振興／環境保全
	担い手の育成	研修・訓練／労働力確保等／経営改善／その他（狩猟者の確保）
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他（侵入防止柵）
	機械・施設の整備	施設導入／機械購入
実施主体別		市町村／農協／農業委員会／土地改良区／法人／任意団体／地域協議会

事業名		鳥獣被害防止総合対策事業（国庫・継続） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】			
アピールポイント		鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。			
事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額(千円)		101,400	
		内 訳	国	101,400	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 ソフト対策 (1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ 広域柵の再編整備計画策定支援 ウ サル・クマ・鳥類の各複合対策（捕獲や追払いなど複数の取組） エ 他地域の人材を活用した取組 オ ICT等新技術の活用（ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組） カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大、搬入促進支援） (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援） (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備（既設柵の地際補強含む） (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設（食肉利用等施設等）の整備 (3) 捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会（市町村ほか関係機関で構成） ②ハード対策：地域協議会等（地域協議会又はその構成員）	補助率	標準事業費		
		ソフト対策 定額 1/2以内 （鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額（限度額あり））	ソフト対策 定額補助の 限度額は50万円～ （鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり）		
		ハード対策 定額 1/2以内 （侵入防止柵の資材費のみの場合は定額）			
【採択要件】 1 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち生息環境管理を含めた複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。 等 【令和7年度実施計画等】2 1 地域協議会					
実施期間	令和6～8年度	担 当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ （内線5042、直通017－734－9702）		

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		株式会社日本政策金融公庫

事業名		農業改良資金（国庫・継続）		
アピール		担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。		
事業の趣旨	農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。	予算額(千円)		(公庫資金)
		内 訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、果樹・家畜の導入、その他初度的経費 2 貸付対象者 (1) 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等 (2) 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 (3) 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 (4) 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） (5) みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等 3 貸付利率 無利子 4 償還期間（据置期間） 12年以内（3年以内※特例5年） 5 貸付限度額 (1) 個人 5,000万円 (2) 法人 1億5,000万円	補助率		標準事業費
		—		—
実施期間	昭和31年度～	担 当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備 融資制度	施設導入 / 機械購入 利子補給
実施主体別		農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		農業近代化資金（県単・継続）		
アピール		農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。		
事業の趣旨	農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。	貸付枠(千円)		1,400,000
		内訳	国	—
			県	1,400,000
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 （1）農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象） （2）果樹その他永年性植物の植栽又は育成 （3）乳牛その他の家畜の購入又は育成 （4）事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象） （5）長期運転資金 （6）農村環境整備資金 （7）農村における給排水施設の改良造成又は取得等 2 貸付対象者 （1）認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等 （2）農協、農協連合会等 3 貸付利率 1. 70% ※R7.3.19現在 4 償還期間（据置期間）（原則） （1）農業者等 15年以内（3年以内） （2）農協等 15年以内（3年以内） 5 貸付限度額 （1）個人 1,800万円 （2）法人 2億円 6 融資率 80%以内（認定農業者は100%以内）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和36年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 施設導入
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等

事業名		農山漁村振興交付金（国庫・継続）		
アピールポイント		農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興政策を総合的に推進し、関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援する。		
事業の趣旨	農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	予算額(千円)		国直接採択
		内訳	国	7,389,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 事業内容 (1) 地域資源活用価値創出対策 多様な地域資源を活用し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援 (2) 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型） 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援 (3) 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型） 障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援 (4) 中山間地農業推進対策 中山間地域等での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援 (5) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援 (6) 山村活性化対策 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化を図る取組を支援 (7) 情報通信環境整備対策 農業農村インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援 (8) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援 《事業実施主体》 都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等	補助率	標準事業費	
		定額 1/2等	※県経由	
			※県経由	
			※県経由	
			※県経由	
【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等				
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017－734－9534)	

目 的 別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成 農地の利用集積	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / 加工・販売促進 / 地産地消 / 集落営農 遊休農地対策
実施主体別	県 / 市町村 / 地域協議会	

事業名		元気な地域創出モデル支援事業（国庫・新規） 【中山間地農業ルネッサンス推進事業 元気な地域創出モデル支援】		
アピールポイント		中山間地農業を地域活性化につなげるための取組を支援する。		
事業の趣旨	中山間地農業を元気にするため、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例創出を推進する。	予算額(千円)		3,957
		内訳	国	3,957
			県	－
			その他	－
事業の内容等	1 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上 2 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 3 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践 4 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践 5 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組	補助率	標準事業費	
		定額	上限1,000万円 (最大3年)	
----- 【令和7年度実施計画等】 平川市古懸集落				
実施期間	令和7～9年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017－734－9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / 改修 / その他
	実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜]（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】						
アピールポイント		畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等を支援する。						
事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)		21,625				
		内訳	国	21,625				
			県	－				
			その他	－				
事業の内容等	1 収益性向上対策 （１）生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 （施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象） 2 生産基盤強化対策 （１）農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 （１）収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上の増加 ・契約栽培割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上の向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 （２）生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費					
		1/2以内	－					
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等								
		<table><tr><td>麦 30ha（中山間地域等 10ha）</td><td>露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）</td></tr><tr><td>大豆 20ha（ ” 10ha）</td><td>施設野菜 5ha（ ” 3ha）</td></tr></table> ※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。			麦 30ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）	大豆 20ha（ ” 10ha）	施設野菜 5ha（ ” 3ha）
麦 30ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）							
大豆 20ha（ ” 10ha）	施設野菜 5ha（ ” 3ha）							
実施期間	平成28～令和8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ （内線5077、直通017－734－9481）					

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】			
アピールポイント		稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。			
事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。		予算額(千円)		9,985
			内訳	国	9,985
				県	－
				その他	－
事業の内容等	1 収益性向上対策 （1）生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 （1）後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 （1）収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 （2）生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等		補助率	標準事業費	
			1/2以内	－	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等					
		稲 50ha（中山間地域等 10ha） 麦 30ha（中山間地域等 10ha） 大豆 20ha（ ” 10ha）		露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha） 施設野菜 5ha（ ” 3ha）	
※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。					
実施期間	平成28～令和7年度	担 当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ （内線5074、直通017－734－9480）		

目 的 別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 協議会

事業名		グリーンな栽培体系への転換サポート事業（国庫・継続） 【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正）】 【みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】		
アピールポイント		環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に係る取組を支援する。		
事業の趣旨	化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図る。	予算額(千円)		6,000
		内訳	国	6,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 グリーンな栽培体系への転換（R7当初、R6補正） （1）グリーンな栽培体系の検討（必須の取組） ア 検討会の開催 イ グリーンな栽培体系の検証 ウ グリーンな栽培マニュアルの作成 エ 産地戦略の策定 オ 情報発信 （2）グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 （3）消費者理解の醸成 2 県域への展開（R7当初、R6補正） グリーンな栽培体系を県域に展開するために行う検討会や検討会、先進地視察、展示場の設置等 《事業実施主体》 ①協議会、②都道府県、③市町村、④農業協同組合 いずれも事業実施地区の農業者の参加が必須。 また、①の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の構成員とし、③の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の参加者とする。こと。 県（普及）を構成員または参加者にしない場合は、必要に応じて助言を受けること。 《事業実施期間》 最大2年間	補助率	標準事業費	
		定額	上限額 300万円 ※有機農業の検討、2つ以上の環境負荷低減に取り組む場合は360万円 ※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は交付上限額を100万円引上げ	
		1 / 2	1,000万円 ※検証に必要なスマート農業機械等の導入	
----- 【採択要件】 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術をそれぞれ1つ以上取り組むこと。				
実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5086、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	機械・施設の整備	リース
	実施主体別	市町村 / 協議会

事業名		有機農業等推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】		
アピールポイント		市町村主導による有機農業の産地化に向けて、有機農業実施計画の策定や有機農業の生産から消費・流通までの一環した取組を支援する。		
事業の趣旨	有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて、生産から消費まで一環した取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出する。	予算額(千円)		5,815
		内訳	国	5,815
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 有機農業実施計画の策定 （1）有機農業実施計画策定に向けた取組 ア 検討会の開催 イ 試行的な取組の実施 ウ 消費地との連携に向けた試行的な取組の実施 （2）有機農業実施計画策定の周知等によるオーガニックビレッジ宣言の実施 2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （1）検討会の開催 （2）有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （3）消費地との連携の取組の実践 （4）課題解決に向けた調査等 （5）有機農業実施計画の変更 《事業実施主体》 市町村又は市町村が参画する協議会	補助率	標準事業費	
		定額 （機械リースは1/2以内）	1 の有機農業実施計画を策定する市町村1 か所あたり上限1,000万円 2 は上限800万円	
【採択要件】 1 上記1に取り組む場合は、事業開始年度の翌年度までに特定区域の設定等を行う意向を有すること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）。 2 上記1の（1）のウ又は2の（3）に取り組む場合は、消費地自治体が具体的に特定されていること。 3 上記2に取り組む場合は、事業実施年度において特定区域の設定等に向けた取組を行う事業実施計画となっていること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）及び有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。 4 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が過半数の場合は3点、全員の場合は5点の採択ポイント加算がある。				
実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ （内線5085、直通017-734-9353）	

目 的 別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全		
実施主体別		市町村 / 協議会		
事業名	有機転換推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】			
アピール ポイント	新たに有機農業を開始する農業者に対して支援を行う。			
事業 の 趣 旨	化学的に合成された肥料や農薬を使用する慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組に対して支援する。	予算額(千円)		3,000
		内 訳	国	3,000
			県	—
			その他	—
事業 の 内 容 等	1 転換支援事業 国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費について支援する。 (1) 対象者 慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者又は国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者 (2) 対象農地 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地 (3) 単価 2万円/10a以内 2 転換支援円滑化事業 市町村等が1の支援を希望する農業者に対して行う事務に係る経費を支援する。	補助率	標準事業費	
		定額	—	
【採択要件】 1 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。 2 販売を目的としていること。 3 対象者1人当たりの下限面積は10aとする。 4 みどり認定を受けているか成果目標年度までに認定を受ける予定であること。				
実施期間	令和5年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	安全・安心な農産物生産／中山間地域振興／環境保全 研修・訓練
実施主体別		県

事業名		環境負荷低減による持続可能な農業実践拡大事業（国庫・継続）			
アピールポイント		肥料コストの低減を図り、環境にやさしい農業の取組を拡大する。			
事業の趣旨	土壌診断に基づく土づくりと環境にやさしい農業の取組拡大により、消費需要に応えられる安全・安心で良質な農産物の安定供給と農業所得の維持・向上を図る。	予算額(千円)		6,732	
		内訳	国	1,298	
			県	5,434	
			その他	—	
事業の内容	1 土壌診断のデジタル化と堆肥の活用促進 （1）デジタル技術を活用した土壌診断情報の提供と「施肥ナビ」の機能拡充 （2）総合診断実践展示ほの設置 （3）県産堆肥の品質検査、技術的サポートの実施 2 プラットフォームを核とした環境にやさしい農業の拡大に向けた支援 （1）有機農業等実践者の確保・育成のための伴走支援と実践者向け研修会・有機農業指導員養成研修会の開催 （2）プラットフォーム登録者（実践者・エコ農産物販売協力店）による商談会の開催とエコ農産物活用に向けた賛同企業・消費者への求評等の実施	補助率	標準事業費		
		—	—		

【令和7年度実施計画等】 1 上記1の（2）の土壌三要素総合診断実践展示ほ設置：県内7か所（津軽3、県南4） 2 上記2の（1）の伴走支援：10人程度					
実施期間	令和6～8年度	担 当	農産園芸課 環境農業グループ （内線5087、直通017－734－9353）		

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積 生産基盤の整備	調査等 / 中山間地域振興 遊休農地対策 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名		中山間地域総合整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金、中山間地域農業農村総合整備事業】		
アピールポイント		立地条件の悪い中山間地域において、多様なメニューに取り組むことができ、総合的に整備を行うことができる。		
事業の趣旨	過疎化や高齢化が進行している中山間地域において、立地条件に沿った農業生産基盤の整備や生産・販売施設等と定住を促進するための生活環境基盤の整備を総合的に実施し、農業・農村の活性化や新たな就業機会の創出などを図るとともに、国土・環境の保全等に資する。	予算額(千円)		948,106
		内訳	国	521,458
			県	307,183
			その他	119,465
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 （1）農業用排水施設整備 （2）農道整備 （3）ほ場整備 （4）農用地開発 （5）農地防災 （6）客土 （7）暗きょ排水 （8）農用地の改良又は保全 （9）土地基盤の再編・整序化 （10）埋蔵文化財調査 2 農村振興環境整備事業 （1）農業集落道整備 （2）営農飲雑用水施設整備 （3）農業集落防災安全施設整備 （4）用地整備 （5）生産・販売・交流・農泊等施設整備 （6）情報基盤施設整備 （7）農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備 （8）農村資源利活用推進施設整備 （9）交換分合 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		国 55.0% 県 32.0% ～ 27.5%	—	
【採択要件】 1 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村またはこれに準ずる市町村において、農業生産基盤整備事業を実施する地域では、 ・農用地の主傾斜がおおむね1／100以上の面積が50%以上を占める地域 ・林野率が50%以上を占める地域 であること。 2 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域を含む市町村であること。 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：8地区 2 関係市町村：三戸町他9町村				
実施期間	平成2年度～	担 当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017－734－9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	調査等 / 中山間地域振興 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名		中山間ふるさと水と土保全対策事業（その他・継続）		
アピールポイント		基金の運用益等を活用し、人材育成、施設や農地の利活用等の住民活動の活性化が図られる。		
事業の趣旨	土地改良施設や農地の有する多面的機能の良好な発揮と、それらの施設を通じて行われる地域住民活動の活性化を図るため、活動を推進・支援する。	予算額(千円)		10,732
		内訳	国	—
			県	10,732
			その他	—
事業の内容等	1 調査研究事業 地域住民が行う土地改良施設や農地の機能強化及び保全活動に関する基本的対策の作成及びこれに要する調査 2 研修事業 地域住民活動をリードする指導者を育成するための研修会への派遣等 3 推進事業 (1) 地域住民が行う保全活動等への支援 (2) 地域の未来を担う子供たちに、農村環境や農業用施設を保全することの重要性を学ばせるための体験学習会を支援 (3) 地域が行う清掃キャンペーン等への支援 (4) 地域住民が行う土地改良施設の維持・保全活動への支援 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 以下のいずれかに該当する市町村における活動で、支援を受ける活動が地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材が指導するものであること。 ①過疎法、山村振興法、半島振興法、又は特定農山村法の指定地域を含む市町村 ②市町村基金を設置している市町村 ※①又は②に該当する場合に、事業対象となる。 (藤崎町、おいらせ町、階上町を除く全市町村) 【令和7年度実施計画】 1 調査研究事業：なし 2 研修事業：全国研修会への派遣、県内研修会の開催等 3 推進事業：支援予定地区数29団体、運営委員会の開催、関係誌の購入配付、県主体啓発普及事業の実施等				
実施期間	平成5年度～	担 当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	中山間地域振興／環境保全 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名		中山間ふるさと水と土保全推進事業（その他・継続）			
アピールポイント		基金の運用益等を活用し、都市住民・ボランティアと連携した住民活動により棚田の保全が図られる。			
事業の趣旨	従来の中山間地域対策では対応しきれない急傾斜地水田等（いわゆる棚田地域等）を対象に、農業生産機能や環境保全機能の維持を図るための保全活動等を支援する。	予算額(千円)		1,327	
		内訳	国	—	
			県	1,327	
			その他	—	
事業の内容等	1 保全ネットワーク推進事業 棚田の保全利活用に対する県民の理解の醸成、棚田地域での農作業体験、保全活動に関心のある都市住民の登録派遣、情報提供 2 保全活動推進事業 保全利活用活動計画策定、指導者育成研修、地域住民に対する啓発普及等 3 保全活動支援事業 住民組織が行う保全活動に要した経費等の助成 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費		
		—	—		
【採択要件】 当該地域の全農地面積の1/2以上を主傾斜1/20以上の農地面積が占める地域 【令和7年度実施計画】 1 保全ネットワーク推進事業：棚田サミット参加、各種広報媒体制作 2 保全活動推進事業：普及・啓発誌の購入配付等、体験学習会開催 3 保全活動支援事業：なし					
実施期間	平成11年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)		

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	中山間地域振興 集落営農
実施主体別	市町村	

事業名		中山間地域等直接支払交付金（国庫・継続）			
アピールポイント		中山間地域等における農業生産活動や多面的機能の維持活動に対し交付金を交付する。			
事業の趣旨	中山間地域等の農用地において、耕作放棄地の発生防止や、多面的機能を確保し、適切な農業生産活動等が継続して行われるよう農業者等に直接支払を行う。	予算額(千円)		849,993	
		内訳	国	400,485	
			県	224,754	
			その他	224,754	
事業の内容等	1 対象行為 集落協定又は個別協定に基づき5年間以上継続される農業生産活動及び多面的機能の維持につながる活動等		補助率	標準事業費	
	2 対象者 農業生産活動等を行う農業者等（第三セクター、生産組織等を含む）		国 1/3 1/2 県 1/3 1/4	—	
	3 交付単価 地目及び傾斜等に基づく単価（下記のとおり） ○地目別傾斜別交付単価（体制整備単価）				
	地目	区分			10a 当たり単価（円）
	水田	1/20以上			21,000
		1/100以上1/20未満			8,000
	畑	15度以上			11,500
		8度以上15度未満			3,500
	草地	草地率70%以上			1,500
		15度以上			10,500
		8度以上15度未満			3,000
	採草放牧地	15度以上			1,000
		8度以上15度未満			300
	※1 その他加算措置（棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、ネットワーク化加算、スマート農業加算、集落機能強化加算の経過措置）あり。ただし、それぞれ別途要件あり。				
	※2 最低限活動（耕作放棄防止及び水路等の管理、多面的機能増進ほか）の場合は、上記単価の8割単価（基礎単価）とする。				

【採択要件】					
1 対象地域：特定農山村法等の地域振興9法の指定地域及び知事特認地域					
2 対象農用地（農振農用地区域）					
（1）急傾斜地（田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上）					
（2）小区画・不整形水田					
（3）草地率の高い地域の草地（市町村の草地率70%以上）					
（4）市町村長の判断により対象となる農地（緩傾斜地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満）、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地					
（5）地域の実態に応じた地域指定（特認）					
【令和7年度実施計画】					
交付対象市町村（R7年3月現在）：26市町村					
交付対象農用地面積（R7見込）：8,832ha					
実施期間	令和7～11年度	担当	農村整備課 農村環境整備グループ （内線4888、直通017-734-9555）		